

釜石市若者・U・Iターン空き家改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 結婚や子育て等のライフステージを控えた若者世代並びに県外からの移住者に対する住宅支援及び市内の空き家の有効活用のため、釜石市内の空き家を購入し、又は改修等を行う者に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 釜石市空き家バンク実施要綱(令和6年釜石市告示第110号)第4条第3項の規定により登録された物件をいう。
- (2) 若者世代 補助金の交付申請日が属する年度の前年度の末日において、満39歳以下の者をいう。
- (3) 移住者 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、満40歳以上の者であり、かつ、現に岩手県外に住民登録がある者又は岩手県外から釜石市(以下「市」という。)へ転入後4年以内である者をいう。
- (4) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (5) 所有者 当該空き家に係る所有権を有する者をいう。
- (6) 改修等 自身が所有者である空き家に居住するために必要な増築、修繕、補修、模様替え等による住宅本体又は附帯設備の機能維持若しくは機能向上のための工事をいう。
- (7) 施工業者 市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人をいう。
- (8) 子育て世帯 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満の者又は補助金交付申請時点で妊娠中の者を含む世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、この補助金の交付を申請した日において次に掲げる要件を全て満たす者(法人は除く。)とする。

- (1) 市内に空き家を購入し、当該空き家の所有者である若者世代又は移住者
- (2) この補助金の交付を受けて購入又は改修等を行った空き家に、補助金の交付を受けた日から10年程度自ら居住する誓約をした者
- (3) 生活保護を受けていない者

- (4) 住居及び生計を共にする全員が、住民税を滞納していない者
 - (5) 住居及び生計を共にする全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難するべき関係を有していない者
- （交付の条件）

第4条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) この要綱による空き家の購入又は改修等に係る補助金の交付は、それぞれ1回限りとする。
 - (2) 過去に市が実施する類似の補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 生計を共にする者がこの制度による補助を受けていないこと、又は受けないこと。
- （交付対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
空き家の購入に要した経費	購入に要する費用のうち売主に支払う額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、30万円を限度とする。
改修等に要した経費	改修等に要する費用のうち施工業者へ支払う額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、40万円を限度とする。

2 改修等に要した経費の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住するためのリフォームで次に掲げるいずれかの工事
 - ア 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
 - イ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取換え等の内装工事
 - ウ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取換え等の建具工事
 - エ 電気、ガス等の設備工事
 - オ 便所、風呂、台所の改修等の給排水工事
 - カ その他市長が居住にあたり必要と認める工事

(2) 施工業者が施工する工事

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に行われた工事

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事については、補助対象工事から除くものとする。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

- (2) 物置、車庫等の付属設備の修繕、設置工事等
- (3) 国からの補助を受けて行った工事(当該補助の対象となった部分に限る。)
- (4) 商業店舗等居住の用に供しないものに関する工事
- (5) その他市長が不相当と認める工事

4 第3条に規定する交付対象者が子育て世帯に該当する場合は、第1項に規定する補助金の限度額に10万円を加算するものとする。ただし、子育て世帯に該当する交付対象者が空き家の購入及び改修等を実施した場合は、いずれか一方の補助金の限度額にのみ加算するものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金交付申請の期限は、毎年度3月1日とする。ただし、改修等に要する経費について申請する場合は、同日又は改修等に着手する日から30日前のいずれか早い日までとする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市若者・移住者空き家住まい支援補助金に係る承諾・誓約書(様式第1号)
- (2) 住居及び生計を共にする者全員の納期の到来している市税を滞納していないことが分かる証明書等
- (3) 空き家の購入に要する経費について申請する場合は、空き家の売買契約書の写し
- (4) 改修等に要する経費について申請する場合は、次に掲げる書類
 - ア 改修等を行う前の空き家の状況を明らかにする写真
 - イ 改修等の見積書の写し
 - ウ 確認済証の写し及び図面(建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合に限る。)
- (5) 住居及び生計を共にする者全員の住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第2号から第4号までに掲げる書類については、改修等に要する経費について請求する場合に限る。

- (1) 空き家の登記記載事項全部証明書の写し
- (2) 改修等の契約書又は請書の写し
- (3) 改修等の領収書の写し
- (4) 改修等を行った後の空き家の状況を明らかにする写真
- (5) 取得又は改修等を行った空き家に住所を変更した後の住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(報告及び調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(免責事項)

第9条 当該補助金の交付の決定を受けた改修等の実施又は完了後の空き家について、権利、債権、損害等の諸問題が発生した場合、市長はこれらの問題に責を負わず、申請者の責において処理するものとする。

2 改修等の内容の妥当性について、市長は責を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

釜石市長 宛て

釜石市若者・U・I ターン空き家改修等補助金に係る承諾・誓約書

私は、釜石市に生活の本拠を置き、定住する意思があります。

つきましては、釜石市若者・U・I ターン空き家改修等補助金を申請するに当たり、釜石市が、申請にかかる書類等を審査する際に必要となる事項を調査することを承諾します。

また、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号）第 15 条に基づき補助金の交付の決定の全部の取消しを受けたときは、交付を受けた補助金を速やかに返還することを誓約します。

年 月 日

住所

氏名